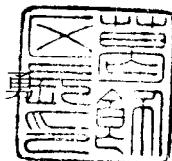




20葛地消第31号
平成20年7月9日

葛飾区消費生活対策審議会会長 殿

葛飾区長 青木



葛飾区消費生活条例第27条の規定に基づく諮問について

のことについて、貴審議会に対して下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

葛飾区の消費者行政のあり方について

一主として消費者被害の未然防止の視点から一

葛飾区においては、消費生活に関する相談件数は、架空請求がピークだった平成16年度以降は減少していますが、依然として高水準にあり、仲介によるあっせん件数は、相談件数に比較して増加傾向にあります。消費者被害の状況は、リフォーム詐欺、点検商法、無料商法など、手口が悪質かつ巧妙化してきているとともに、一部に契約金が高額になっているケースも発生しています。

この状況を受け、今般、安全で安心できる消費生活の実現をめざして、「葛飾区消費生活条例」を制定し、施行しました。

そこで、葛飾区は、この条例を適正に運用し、消費者の権利を尊重し、区民の消費生活の安定及び向上を確保する責務を負っていることから、今後、どのように消費者行政を推進していくべきかということについて、主として消費者被害の未然防止の視点から貴審議会のご意見を求めます。

2 答申期限

平成22年3月31日

その他の配布資料については、以下をご参照願います。

(1) 条例の概要

葛飾区ホームページ → くらしのガイド → 住まい 暮らし
→ 消費生活 → 消費生活センター → 葛飾区消費生活条例
→ 葛飾区消費生活条例【概要版】(PDF ファイル 13KB)

(2) 消費生活センター事業の概要

葛飾区ホームページ → くらしのガイド → 住まい 暮らし
→ 消費生活 → 消費生活センター → 消費生活センター
→ 添付ファイル → 平成19年度版「葛飾の消費生活」(PDF ファイル 2722KB)